

事務連絡  
令和2年11月2日

各都道府県バス協会 御中

公益社団法人日本バス協会

新型コロナウイルス感染症休業支援金・給付金  
に関する周知及び事業主に対する協力要請について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
現在、バス事業においては新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営状況にあり、多くの事業者が雇用調整助成金の特例措置等の国の支援を活用している状況です。

他方、新型コロナウイルス感染症の影響による事業主の休業に関して、資金繰りや人員体制の面から雇用調整助成金の活用が困難な中小企業に雇用される労働者については、休業している間に、賃金(休業手当)を受け取ることができない場合に労働者本人から申請することができる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金(以下、「休業支援金・給付金」という。)」が設けられており、その申請に当たっては、当該事業主が休業の事実などを証明することが必要となっています。

今般、この休業支援金・給付金について、厚生労働省職業安定局雇用保険課より国土交通省自動車局旅客課経由で、周知等の要請がありましたので、各都道府県バス協会におかれては、下記の点についてご了知いただくとともに、傘下バス事業者へのご連絡をお願いいたします

記

1. 事業主の皆様は、雇用調整助成金の対象とならない労働者から休業支援金・給付金を申請したいとの申し出があった場合は、休業の事実などを証明していただく等、労働者の休業支援・給付金申請について協力をお願いしたい。
2. 併せて休業支援金・給付金の対象となる「休業」を明確化するために厚生労働省が作成したリーフレットを活用されたい。

以上

問合せ先

公益社団法人日本バス協会担当: 泉・中尾

TEL: 03-3216-4015